

2010-2011

The Rotary Club of Tahara Pacific

# WEEKLY REPORT

2010-2011 年度

RI 会長

レイ・クリンギンスミス

RI 第 2760 地区ガバナー

田嶋 好博



田原パシフィックロータリークラブ

例会場/華山会館 1F TEL(0531)22-1700

事務所/田原市田原町巴江 12 番地の 1

華山会館 3F(T441-3421)

TEL(0531)22-5955 FAX(0531)22-7120

URL <http://www.pacific-rc.com>

E-mail [info@pacific-rc.com](mailto:info@pacific-rc.com)

会長/鈴木 卓

幹事/大久保 寛

クラブ奉仕委員長/林 俊樹

クラブ会報委員長/河合 成幸

第 33 回 (No. 974) 平成 23 年 3 月 15 日

担当: プログラム委員会

## 《 ゲストスピーチ 》

例会場: 華山会館 1F

■点鐘 午後 7 時 00 分

■ロータリーソング斉唱 「我等の生業」

■来訪者紹介並びに会長報告 鈴木卓会長



今日はお願いや報告が沢山あります。先程、臨時理事会を開かせて頂きました。そこで決めた事を皆さん方をお願いしたいと思ひます。地区から言われた事ではなくうちのクラブで自発的に

という事に力点をおきたいと思ひます。地区からも話がきましたが、今回の震災につき、うちのクラブとして募金を行いたいと思ひます。通常皆さん方をお願いしている額よりも 2 倍か 3 倍の寄付を強くお願いしたいと思ひます。今までの募金は当日行うと欠席の皆さんには募金の機会を与えていなかったのが今回は次回例会でも今日の欠席の方に訴えようと思ひています。もう 1 点は 4 月 5 日に予定してました花見例会の花見を中止します。その時に用意しました親睦委員会のお金と当日の食事代のお金(28 万相当)を併せて募金にまわしたいという提案です。その日は通常例会は止め、僕が 1 人で上に来まして伊藤さんと二人で点鐘させてもらうという形の例会を行い、出席に関しては全員出席とさせて頂きたいという事を先程理事会で決めさせて頂きましたのでよろしくお願い致します。例会の臨時休会ではありません。詳しくは後程親睦委員会の山崎委員長から委員会報告でお話があります。次に先週、ニュージーランドのカンパをお願いしました。報告が遅れてしまいましたが、3 万 7 000 円が集まりました。つい先日次年度の PET があり、河辺エレクトと鶴飼会員が参加しましたが、その会場でも募金を訴え 6 万 2 000 円が集まったと報告がありました。今週の土曜日の 19 日にこの会場で田原 RC の 50 周年記念式典があるはずでした。こういう状況で中止になりました。田原 RC は私達や他所のクラブの招待はなしで身内だけでその日に例会をやるという事になりました。多分その時に予定したいろんな費用は東北の方へ寄付する事になると想像しております。こういう時なのでいろいろと自粛、自粛となっております。ビューホテルも

ガーデンホテルもキャンセルが相次いでいるそうです。そういう気持ちも分かりますが、本当にそれでよいのかという気持ちも僕はしております。どんどん縮まってしまうとますます不景気になっていきます。ちゃんとした地元田原の会社、商店も含めて使っていく経済を活性化させましょう。いつまでも縮んでいてはまずいのではないかと思います。神戸で震災があった時、ある程度復興してきた時に行きたいという事を言いました。でも冷やかしくなってしまうし野次馬になってはいけないという気持ちがありました。神戸の親しい人は野次馬でも見に来てくれ、見に来てくれと言いました。来れば必ずそこでご飯を食べ、車を使ってお金を使うから神戸の町は賑やかになるから是非、来てくれと言われました。そういう意味で今はこういう状態ですが、募金をする事と併せて何とか経済が活性化する様な形にしていかなければと思ひております。電気についてもこの地域も暗くして中電の電気を向こうへまわそうという話しもあります。不要不急なものは使わなくてもいいですがいろんな会社の電気を消す様になってしまえば本当



に雇用もおかしくなっています。家庭で要らない電気はともかくとしてそれで生産をあげていくとかはこの地区では違うのではないかと思います。いろいろと勝手な事を申しましたがそんな事を思う今日この頃です。カンパの方よろしくお祈りします。

■来訪者紹介

○ゲスト 田原市成年後見センター 常務理事 太田健様

○ゲスト 田原市青年後見センター 主任 岩瀬貴仁様

■幹事報告 大久保寛幹事

・3 月 22 日 会員スピーチ 鈴木達司会員

花見例会については理事会で決定しましたのでその様に行いますので宜しくお願い致します。ガバナーエレクト事務所より麻薬・覚醒剤乱用防止ニューズペーパーが届いています。新城 RC より週報が届いています。佐野弘之介会員と辻義郎会員の見舞いに行ってきました。3 月 28 日東三河

分区親睦ゴルフ大会も中止になるかもしれません。本日、理事会があります。メーカーも宜しくお願いします。

## ■委員会報告

○親睦委員会 山崎昇委員長

先程緊急の理事会を開いて決定しましたのでよろしくお願い致します。変更しました親睦委員会の花見例会の例会費20万と食事費57名、8万5500円で合計28万5500円を義援金として寄付したいと思います。よろしくお願い致します。

■出席報告 小川高成出席委員長

会員総数 59名 出席義務者53名

本日の出席者 41名 欠席者 13名

本日の出席率 75.93%

3月 8日 (前回補正後 名欠 未 %)

3月 1日 (前々回補正後 名欠 未 %)

## ■ニコニコボックス

- ・鈴木卓会長・大久保寛幹事・太田様、岩瀬様ご多忙の中ありがとうございます。スピーチよろしくお願いします。
- ・古田勝美会員…市社協の皆さん今日はご苦勞様です。スピーチよろしくお願いします。
- ・柳田豊会員…長い休みをいただきました。すみませんでした。
- ・豊田慈證会員…太田常務、岩瀬主任本日はありがとう御座居ます。スピーチよろしくお願い致します。
- ・山崎昇会員…太田健君今日はありがとう。スピーチ楽しみにしています。
- ・井上健会員…太田さん久しぶりです。今日はスピーチ楽しみにしています。ご苦勞様です。
- ・鈴木美仁会員…すいません。早退させていただきます。
- ・柴田清会員…亡父敏幸の通夜・葬儀には皆様のご参列をいただきありがとうございました。父も喜んでいてと思います。

■ゲストスピーカー紹介 豊田慈證プログラム委員長

本日のテーマは「人を守る・暮らしを守る」ということで成年後見制度、成年後見センターについてお話をさせて頂きます。今日来て頂きましたのは田原市社会福祉協議会の常務理事兼事務局長の太田健さんと設立当初からずっと関わって今も主任として頑張っております岩瀬貴仁君です。私共の社会福祉協議会は社会福祉協議会としては県下で最初に成年後見センターを立ち上げました。そんな事いろいろな所から見学や研修に来たり、問い合わせがあります。現在もかなりの方が成年後見制度の下でおります。そんな事を太田常務に一言ご挨拶頂いた後に担当の岩瀬君からお話させて頂きたいと思います。映像もありますので併せてご覧頂きたいと思います。よろしくお願い致します。

■ゲストスピーチ

○太田健様

私は今紹介にありました田原市社会福祉協議会常務理事兼事務局長の太田健と言いますよろしくお願い致します。日頃は社会福祉協議会に皆さんにはいろいろお世話になっております。例えば私達社会福祉協議会に法人会費として納めて頂いたり、赤い羽根共同募金には大変ご協力頂いております。先程、東北大震災ということで義援金の募金という



のがありました。私達、社会福祉協議会としても中央共同募金会を通じて義援金の募金を行っております。皆さんがもし集めたお金を共同募金会経由でとって

頂ければ私共が共同募金会を通じて被災者の皆さんに義援金をお届けするという形にしたいと思いますがまた、機会がありましたらよろしくお願い致します。本来社会福祉協議会は市民とか社会福祉法人或いは社会福祉の事業者、社会福祉団体、医療、保険などいろんな各種団体が共同・協力して地域の福祉の向上を目指し福祉の町づくりを目指している団体です。その関係でいろんな事業を行っております。一つの事業として成年後見センターというのがあります。障害の方もありますし、もしかしたら認知症になって判断能力が無くなった時には後見人が必要になってくるかと思いますが、その場合にはいろんな後見人の種類もあります。私達社会福祉協議会としてやっているのは法人後見という形で法人として後見人を請け負うという形をとっています。詳しい事は今から担当の岩瀬君が青年後見センター・成年後見制度についてお話致します。どうぞ清聴お願いします。

○岩瀬貴仁様



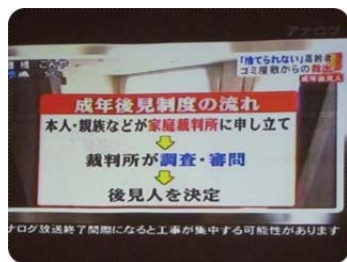
田原市社会福祉協議会の岩瀬と申します。よろしくお願い致します。本当は豊田会長から話の上手な者という指示があり私ではなく上手な者が来る予定でしたが所用があり話し下手な私が話

しをさせて頂きますのでお聞き苦しいところもあるかと思いますがよろしくお願い致します。本日「人を守る・暮らしを守る」という事でテーマを頂きましたので認知症などで人の判断能力が低下した際に起こりうる状況を知って頂き、今回の事業であります田原市田原後見センターより権利擁護や虐待などの被害、回復等を担う成年後見制度というものを上手く活用して頂く事や現状についてお話をさせて頂きます。まず、秋頃にテレビ局で取材をして頂きましたVTRをご覧頂きたいと思います。『観覧中』只今の映像は消費者被害とかセルフネグレクト（自己放任）の状況を見て頂きました。知的障害の就労や自己実現、権利擁護という観点から成年後見人が支援していく取り組みを紹介しているものです。ご覧頂きましたとおり田原市は行政から補助



を得て平成20年2月成年後見センターを実施しております。セーフティーネットといえますか、最後の法的な要素がありますが成人として障害の方や判断能力の欠けている方の後見人を担っています。公費が投入された成年後見センターは今だ県内では珍しいものであり、知多半島に医療の成年後見センターが1つ、そして田原が社会福祉協議会で後見センタ

一を維持しているのが1つ、名古屋市の方が法人後見を実施しない市民後見の行政を目的とした後見センター1つの3つだと聞いております。ただ、県内の江南、安城、豊田というところで社会協議会が立ち上げようとしていると聞いていますので段々この様な活動が広まりつつあるのかと思っております。何故、社会協議会がこの様な事業をする必要があるのは、最近マスコミでよく取り扱われる言葉で無縁社会という言葉をお聞きになった事があると思いますがそれと関係しています。人と人との繋がりを比較的田原市では取っていると思っておりますが、そうは言っても地縁や血縁、社縁も含めて薄らいできている状況にあると思っております。そうした中で認知症の高齢者や知的障害者の方が地域で暮らしていくにあたって周りで見守り支えて下さる方が必要不可欠な訳ですが少子高齢化の現代ではそういった方を末永く確保するという事は中々難しい状況です。子供さんのいない認知症高齢者の方や親御さんが亡くなった後の知的障害をお持ちの方などはご兄弟に負担が掛かってきたりします。そういったご兄弟も自分の生活に精一杯な状況であれば中々判断能力の低下したご親族の面倒を見るという事が中々出来ないという状況の中で役立つ制度として成



年後見人が財産管理や介護・医療などのサービスの手はずを整える役割を担います。成年後見人のなり手の現状は親族の方が大半です。親族の方でなり手が無い場合は弁護士や司法書士などの法律家の方や社会福祉士の者になる事もあります。その様な方は職業として成年後見人を引きうけますので報酬が必要となってきます。報酬が支払えない方はこういった制度を使えない。制度を使える人は都市部の方であったり、ある程度の資産のある方に限られてしまう状況です。田原市には高齢年金や障害年金のみで生活されている方が多からず少なからずおられますのでそういった方達こそ成年後見人制度が必要としている状況です。田原市はそういった方達の為に公費を投じて成年後見人制度の受け皿を保証しています。次に人を守る暮らしを守るツールとして成年後見人制度について今おきている現状と問題点をお話させていただきます。成年後見制度は介護保険の始まった平成12年にスタートしております。元々は禁治産者制度でしたが、差別的な制度であり使いにくいという事もあり、介護サービスが行政の措置から契約制度へと変わる介護保険制度がスタートしたその年に



同じくして成年後見制度が現在のものに改正されています。現在成年後見制度の利用者は全国的に累計で17万人ほど利用されています。昨年だけでも申し立て件数が約2万7000人その中でも田原市も含めた豊橋市を管轄しております名古屋家裁豊橋支部の申し立て件数が昨年131件ありました。その成年後見人のなり手は7割ほどが親族、その他3割は弁護士や司法書士や私共の様な

法人が後見人をしている状況です。裁判所としては増え続けている成年後見制度に対してアップアップの状態であり、後見人をきちんとチェックする事が出来なくなりつつあります。新聞の紙面でも取り沙汰されておりますが後見人による財産搾取や詐欺、横領などがあります。以前広島の方で交通事故の多額の保険金が入るということで成年後見人が選任された案件がありましたが、選任された後見人に知的障害者の方が選ばれてしまいました。選ばれた後見人である知的障害者は使い込みをしてしまい、業務上横領罪で起訴され実刑が確定しました。もう1つ問題なのが知的障害者を選任してしまった裁判所の方にも国家賠償請求訴訟という事で是非がされたそうです。この訴訟は結局は棄却されましたが裁判所がチェック機能を果たせなかったと露見してしまった事件と言えると思います。最高裁判所と法務省、信託協会（銀行系の信託）が後見制度の支援信託と



いう新システムを作り上げてこの4月から開始する動きも出ておりました。このシステムは後見類型に限定していますが財産管理、多額の財産がある方、必要最低限の生活をしていくだけ

の財産を残して後の財産は全て換金して信託に預けるという制度です。後見人から横領や財産搾取を守るという目的でシステムが取り上げられました。一見この様なシステムは安全性の面で脇を締めていると思ったりしますが実際のところこうする事によって本人さんの為にお金を使うべき時に使えない、使わなくなってしまうという状況も生じるという事で司法書士会など職業団体の方で要望書が提出されて今現在制度のスタートが凍結されている状況も聞いております。いろいろと制度上その都度問題等もありまして後見信託の問題とほぼ同時期に成年後見人は選挙権がなくなるという事をお聞きになったことがあると思いますがそれはそれで国民としての権利を奪う憲法違反ではないかという事から国を提訴した障害者、その親御さんである後見人も見えます。制度改正から10年経ち、制度の問題点や様々なものが明らかになってきている現状ですが今だ法改正がなされておらず市民にとっては使い勝手の良い制度ではありませんので普段成年後見制度が身近に感じていないと思いますが将来的に肉親が後見人になったり、被後見人の側になってしまう事もあるかもしれません。この様な制度に少しでも関心を持って頂ければと思います。今週の3月18日にセミナーの講演会をさせていただきますのでもしお時間ございましたらご出席して頂けたらと思います。ご清聴ありがとうございました。

#### ■お礼の言葉 鈴木卓会長

まず皆さんに、12万5000円の沢山の募金が集まりました。ありがとうございました。成年後見人の話、ありがとうございました。何時なるか分からないし、なれるならいいですが被後見人になってしまう事もあります。出来るだけ熟知した方が良いと思いますのでしっかり勉強しましょう。ありがとうございました。

■点鐘午後8時00分 記 河辺暁雄